

令和5年度 沼津市介護予防・生活支援サービス事業説明会 Q&A

	質問内容	回答
1	訪問型独自サービスⅣ・Ⅴ・Ⅵは廃止され、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとなるという考え方でよいか	介護保険法改正に伴い、各サービス内容の名称が変更となっておりますので、サービスコード表にて確認ください。
2	隔週で利用している利用者についても月額での請求となるか	お見込みの通り
3	月額報酬に変更となった場合、第1週・第3週しか利用していないような利用者に対し、第2週・第4週を空ける必要はあるか	空ける必要はありません。また、第2・第4週に他の利用者を登録することも差し支えありません。
4	連携システムの導入を考えています。今回作成予定の実績票とは連携できるのか	できません
5	訪問型・通所型サービス利用実績票は必ずこの書式で出さなければならないのか	利用実績票は、参考様式としてお示ししたものとなりますので、どの書式を使用していただいても問題はありません。ただし、利用実績と利用状況を必ず担当ケアマネジャーに報告できるものを使用するようにしてください。
6	沼津市版ケアマネジメントA様式について、チェックリストは必要か	必要です
7	12か月評価はどのようにおこなうか	沼津市版介護予防ケアマネジメントAに付属している評価票またはこれまで使用していた評価票を使用してください。 評価方法については、「介護予防ケアマネジメントの流れ」を参考に実施してください。
8	沼津市版ケアマネジメントA様式で作成した場合の計画期間について教えてほしい	認定の有効期間を最長期間として設定してください。
9	日割り計算となるのはどのような場合か	① 短期入所の利用があった場合 ② 月途中で介護度が変わった場合 (要支援⇒要介護 要介護⇒要支援 要支援1⇒要支援2 要支援2⇒要支援1) ③ 沼津市内での転居等により、事業所を変更した場合 ④ 月途中で利用回数に変更となった場合 の上記4点となります。 判断に迷う場合には包括を通じ市に確認を取るようになしてください。

10	個別援助計画書の計画期間について教えてほしい	担当ケアマネジャーが作成するケアプランの期間に準じ作成をお願いします。
11	地域包括支援センターが行っている「総合相談」について、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受けた場合は総合相談もその事業所が担うのか	地域包括支援センターが行う「総合相談」については、今後も引き続き地域包括支援センターが行います。
12	12か月後ではない、サービス変更時の支援経過や評価票の提出は不要か	「介護予防ケアマネジメントの流れ」にて確認をお願いします
13	評価票の「プラン継続・変更」欄は包括が判断し記載する欄。担当ケアマネジャーがプラン変更なく継続と判断し評価票のみ提出しても、包括にてプラン変更と判断された場合は計画書の変更が必要となるのか	「プラン継続・変更」については、包括だけではなく、利用者に係る支援者の意見を総合し、担当ケアマネジャーと一緒に考え判断するものであると考えます。プランの継続・変更については、支援者間で検討を行い判断してください。
14	指定介護予防支援事業所の指定を受けた居宅が直接作成できるプランは介護予防支援のプランのみと考えてよいか	お見込みの通り
15	事業対象者の判定をおこなうための基本チェックリストの実施は地域包括支援センターが行うということだよいか	お見込みの通り
16	沼津市版介護予防ケアマネジメントを使用する場合のアセスメントはどうするのか。	どの様式においても、アセスメントの結果については計画とは別で残す必要があるため、これまで通りの対応としてください
17	隔週で利用している場合においても月額報酬となるか	お見込みの通り
18	事業対象者も最長48ヶ月の計画が可能か。また事業対象者の年1回のチェックリストは継続なのか	お見込みの通り
19	利用者都合で休んだ場合も月額報酬となるのか	お見込みの通り
20	月途中で新規利用開始となった場合の取り扱いは	訪問・通所型サービスについては月額請求となります